

指名停止について

平成 28 年 1 月 19 日

胎内市長 吉 田 和 夫

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

記

- 1 指名停止業者名
株式会社 第一管工（代表取締役 近 真之）
新潟県胎内市東本町 25 番 63 号
- 2 指名停止期間
平成 28 年 1 月 19 日から平成 28 年 2 月 1 日まで
- 3 指名停止理由
市発注の（仮称）胎内市芸術文化交流施設建設工事 機械設備工事において、平成 28 年 1 月 12 日に工事関係者 1 名が負傷する事故が発生したことが、要領第 2 条第 1 項別表第 1 第 7 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。